

広島市妊娠・出産包括支援事業利用者負担助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、産前や出産直後の母子に対する心身のケアや家事・育児のサポートを受けやすい環境を整えるため、広島市産前・産後サポート事業及び広島市産後ケア事業並びに広島市産後ヘルパー派遣事業（以下「妊娠・出産包括支援事業」という。）の利用に当たり利用者が負担した費用（以下「利用者負担」という。）の助成について必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象等)

第2条 この要綱による利用者負担の助成（以下「利用者負担助成」という。）を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「助成対象者」という。）に対して、広島市妊娠・出産包括支援事業を提供した事業者（以下「委託事業者」という。）とする。

- (1) 広島市産前・産後サポート事業実施要綱第8条第1項に基づき利用の承認を受けた者であり、かつ、事業を利用した上で、広島市産前・産後サポート事業実施要綱第9条第1項に規定する自己負担額を支払った者
- (2) 広島市産後ケア事業実施要綱第8条第1項に基づき利用の承認を受けた者であり、かつ、事業を利用した上で、広島市産後ケア事業実施要綱第9条第1項に規定する自己負担額を支払った者
- (3) 広島市産後ヘルパー派遣事業実施要綱第8条第1項に基づき利用承認を受けた者であつて、かつ、事業を利用した上で、広島市産後ヘルパー派遣事業実施要綱第10条第1項に規定する自己負担額を支払った者

2 この事業は、令和7年3月31日までに助成対象者が利用した妊娠・出産包括支援事業の利用者負担を対象とする。

(助成額)

第3条 利用者負担助成の額は、助成対象者が利用した妊娠・出産包括支援事業の自己負担額の半額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(助成金交付の申請)

第4条 委託事業者は、助成対象者に対して実施した妊娠・出産包括支援事業について、第3条の規定に基づき算定した利用者負担助成の額を、広島市妊娠・出産包括支援事業利用者負担助成金交付申請書（別紙様式）により市長に申請するものとする。

2 委託事業者は、妊娠・出産包括支援事業を利用した助成対象者について、各妊娠・出産包括支援事業実施要綱に定める自己負担額から前項の利用者負担助成の額を控除した額を徴収するものとする。

(助成の方法)

第5条 市長は、前条の規定に基づく申請を受けたときは、第3条の規定に基づき、利用者負担助成の額を支払うことにより行うものとする。

(委任規定)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日から施行し、令和2年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別紙様式（第4条関係）

広島市妊娠・出産包括支援事業利用者負担助成金交付申請書
(令和 年 月分)

(提出先) 広島市長

令和 年 月 日

事業者
住 所
名 称
代表者

次のとおり、広島市妊娠・出産包括支援事業利用者負担助成金の交付を申請します。

金 _____ 円

【請求内訳】

事業名		利用区分	利用者数	合計利用回数(日数)	助成額単価	助成金額
<input type="checkbox"/> 産前・産後サポート事業		1	人	回	円	円
		2	人	回	円	円
<input type="checkbox"/> 産後ケア事業	宿泊型	1	人	日	円	円
		2	人	日	円	円
	デイケアサービス	1	人	日	円	円
		2	人	日	円	円
<input type="checkbox"/> 産後ヘルパー派遣事業	60分以内	1	人	回	円	円
		2	人	回	円	円
	60分超 90分以内	1	人	回	円	円
		2	人	回	円	円
	90分超 120分以内	1	人	回	円	円
		2	人	回	円	円
助成金交付請求額計						円